

富田林市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

富田林市養育支援訪問事業実施要綱（平成28年富田林市要綱第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、富田林市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、富田林市とする。ただし、市長が必要と認める場合は、民間事業者等に事業を委託することができる。

（対象家庭）

第3条 事業の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、本市に居住する児童、保護者又は妊婦からの相談並びに市内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、市長が必要と認めた次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- （2） 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- （3） 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦がいる家庭
- （4） 妊婦又は出産後12か月以内の産婦であって、育児、家事援助等が必要と認められる家庭
- （5） その他事業の目的に鑑みて、市長が本事業による支援が必要と認める家庭

（事業の内容）

第4条 事業の内容については、対象家庭を訪問し、第1号又は第2号若しくは

第1号及び第2号を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ次に掲げる内容を包括的に実施する。

- (1) 家事支援（食事の準備、掃除、洗濯、買い物の代行やサポート等）
- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握及び市町村への報告
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの（支援員）

第5条 前条の事業内容を実施する者（以下「支援員」という。）は、次に掲げる第1号又は第2号かつ第3号に該当するものとする。

- (1) 子育て並びに養護及び保育の経験が豊富であって、かつ、次条に規定する研修を受講した者のうち、支援員として適当と認められた者
- (2) 事業を受託した事業者が派遣するヘルパー等
- (3) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待、児童福祉法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の2第1項（学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項（同法第82条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する入園児虐待を行った者

（研修）

第6条 支援員の質を担保する観点から、研修は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報などの適切な管理、守秘義務等について、必ず実施し、家庭訪問の同行、支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めるものとする。

2 育児・養育支援を行う支援員に対しては、前項に加えて、AED（自動体外

式除細動器)の使用方法、心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習(安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの)について、必ず実施するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、他の研修等の修了をもって習得できると市長が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。

(秘密の保持)

第7条 事業に関わる者は、事業実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業終了後の支援)

第8条 市長は、事業を終了する場合において、特に必要と認めるときは、対象家庭に対して他の支援体制を確保するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。